

間伐材チップの紙製品への利用促進に係る取組方向

～間伐材チップの紙製品への利用促進に係る意見交換会～
中間とりまとめ

林 野 庁
平成20年9月

目次

| | |
|--|---|
| はじめに | 1 |
| 1 基本的な考え方 | 2 |
| 2 川上と川下の連携による間伐材の新たな 生産・加工・流通の体制づくり | 2 |
| 3 間伐材の供給における新たな体制づくり について | 2 |
| 4 間伐材チップの加工・供給における新た な体制づくりについて | 3 |
| 5 製紙業界における間伐材チップの利用量 の増大に向けた取組について | 3 |
| 6 間伐材チップを利用した紙製品の使用量 の増大について | 4 |
| 7 技術的課題に対する取組について | 5 |
| 8 間伐材及び間伐材チップの証明について | 5 |
| 9 地域が一体となったモデル的な取組の実 施について | 6 |
| 10 国の役割等について | 6 |
| 別紙 | 7 |
| 参考 | 8 |

はじめに

我が国の人工林資源は、現在利用可能な時期を迎えつつあり、成長した資源を利用しつつ、多様なニーズに応える森林整備を進めていく必要がある。

また、京都議定書の第1約束期間における森林吸収目標を達成するためには、毎年55万haの間伐を実施することが必要となっている。

こうした中、この間伐材の利用拡大を図ることが課題とされているところである。

そこで、この度、この間伐材を木材需要の約4割を占めるとされる紙・パルプ用の原料である木材チップとして利用拡大する方策について検討するため、川上から川下、さらには紙製品の消費関係者に至る各部門の関係者を一同に会し、意見交換会を開催したところである。

意見交換会は、これまで、3月28日、4月30日及び7月14日と開催したところであるが、これまでの出席者からの意見を参考にしつつ、当中間報告を取りまとめた。

1 基本的な考え方

森林を健全に育成し、森林吸収源対策の目標を達成するためには、間伐の実施と併せて、そこから発生する間伐材の利用を促進することが極めて重要である。

間伐材の利用を促進することは、これまで利用が低位であった資源の有効活用につながる取組であると考えられる。

この取組の一つとして、間伐材を紙製品に利用する取組は極めて有効な手段であり、川上から川下までが一体となって、間伐材及び間伐材チップの円滑な供給から紙製品への利用までの体制づくりを早急に構築することが不可欠となっている。

間伐材の紙製品への利用を増加させることは、これまで利用が低位であった資源の有効利用によるCO₂排出削減効果や山村への経済効果の増大にも寄与するものである。

さらには、企業の社会貢献、消費者の環境保全活動への参加意識の向上を促進し、低炭素社会の形成に寄与するものであると考える。

なお、ここでは、間伐材の利用拡大を目指すことを目的としており、そのためには、間伐材チップを利用しやすい製品分野において原料利用を増やし、間伐材チップの全体利用量を伸ばすことが重要である。

2 川上と川下の連携による間伐材の新たな生産・加工・流通の体制づくり

- 川上と川下の関係者による、需要と供給のマッチングのための情報交換の場を設定するなど、互いの協力関係の構築を図る。

3 間伐材の供給における新たな体制づくりについて

- 間伐材供給者（素材生産事業者等）は、施業の集約化、機械化の促進、作業路網の整備等について積極的に取り組むこととし、間伐材の生産・搬出・運搬コストの低減を図り、間伐材の安定供給を行うよう努力する必要がある。
- また、現在、利用が進んでいる一般用材、合板用材等との組合せにより、今後利用の拡大の余地のあるチップ用材の搬出・運搬について、その新たな体制整備を推進し、森林所有者への利益還元が最大となるよう努力する必要がある。
特に、これまで一般用材、合板用材等を運搬した後の土場残材となっていた間伐材について、積極的な利用を図っていくべきである。
- 原木の共同出荷、出材情報の共有化等により、単独では困難な原木のロットの確保と安定供給及び競争力の強化を図る。

4 間伐材チップの加工・供給における新たな体制づくりについて

- 木材チップ生産者は、稼働率の向上、生産体制の整備等により、チップ加工コストの低減を図り、間伐材チップの安定供給を行うよう努力する必要がある。
- 原木の共同仕入れ、間伐材チップの共同出荷等により、単独では困難な間伐材チップのロットの確保と安定供給及び競争力の強化を図る。

5 製紙業界における間伐材チップの利用量の増大に向けた取組について

- 日本製紙連合会は、平成20年5月20日、間伐材の利用拡大のより一層の推進を図るため、「環境に関する自主行動計画」を改定し、「森林所有者、森林組合、素材生産業者、製材業者、木材チップ業

者等の間伐材のコスト削減及び安定供給への取組と連携しながら、間伐材の利用量の増大に積極的に取組む。」旨の記述を追加したところである。

- 紙・パルプ生産者は、上記の日本製紙連合会が表明した自主行動計画に沿って、間伐材チップの紙製品への利用を積極的に進めるよう努力する必要がある。
- 間伐材チップを使用した紙製品の生産にあたっては、間伐材の実質的な利用拡大につなげる観点から、クレジット方式※の導入についても検討が必要と考えられるが、確実性・透明性が確保された生産管理体制の確保とともに、消費者に理解の得られるわかりやすい説明が必要である。

※ クレジット方式とは、現在、FSCやPEFC等の森林認証制度で用いられているシステムである。このシステムは、製品に当該原料（ここでは間伐材由来のパルプ）が実配合されているか否かを問わず、他の製品を含めた当該原料の投入量に応じて、当該原料が製品に配合されているとみなす方式である。紙の製造にあたっては、一般に、異なる種類の原料チップを大量に混合して、大規模な機械で連続してパルプ化していることから、製造工程において製品ごとの実配合を担保することが困難である等の理由から採用されている。

6 間伐材チップを利用した紙製品の使用量の増大について

- 紙製品の販売・流通関係者は、間伐材マークの使用等により、間伐材を利用した紙製品であることをその証明方法を含めて、消費者に認識してもらうよう努力することが必要である。
- 消費者が間伐材を利用した紙製品を使用することにより、身近に地球環境保全活動へ参加しているとの意識が醸成されると考えられる。

7 技術的課題に対する取組について

- 製紙業界は、間伐材チップの利用促進を図るため、間伐材チップの利用コストの削減や利用分野の拡大を促進させるための製造技術の改良・改善を図る必要がある。

8 間伐材及び間伐材チップの証明について

- 間伐材を利用した紙製品の使用が環境保全等社会貢献に資するものであることを消費者に対してアピールするとともに、これら製品に対する信頼を得ていく必要がある。
- グリーン購入法の基本方針が改定され、古紙以外に間伐材が原料として特に指定された場合（製紙過程におけるクレジット方式による場合を含む。）には、原料チップが間伐材由来であることを証明するシステムの構築が求められるところである。
- システムの構築にあたっては、伐採からチップ加工までの各段階において、関係者に過度の負担を生じないように配慮しつつ、間伐材由来であることの証明を連鎖させることにより、確実かつ透明性のあるものとする必要がある。

この場合の具体の考え方は別紙のとおりであり、伐採段階においては、当該間伐材の伐採箇所が特定されるとともに当該間伐材が間伐を行った結果産出されたものである旨の証明がなされること、また、流通段階等においても、間伐材であると証明されていないものと混在することなく管理されていることが必要と考える。

なお、チップ原料として山元から供される間伐材について、チップ工場への直送方式がなされる場合は、容易にこのような管理が行い得るものとする。

- ただし、この考え方については、グリーン購入法の基本方針の具体的な改定内容に応じて見直しする場合があります。

9 地域が一体となったモデル的な取組の実施について

- 間伐材チップの供給と需要について、一定程度の条件が整った地域においては、川上から川下を通じた安定供給システムの構築に向け、直ちにモデル的な取組としてその実現を目指すこととする。
- モデル的な取組にあたっては、グリーン購入法の基本方針が改定された際に、直ちに証明のなされた間伐材の供給及び当該改定に対応した製品の供給が可能となる体制を構築する観点から、川上から川下が一体となり、間伐材及び間伐材チップ等の証明をするシステムを早急に試行するとともに、間伐材マーク等の使用も検討しつつ、消費者へのアピールに努める。
- 地域におけるモデル的な取組に際しては、間伐材及び間伐材チップの安定供給に資するため、地域における取引のルールを確立を図るとともに、紙・パルプ生産者は関係者との連携の上、間伐材チップに係る利用量の具体的な数値目標の設定に努めることとする。

10 国の役割等について

- 国は、「経済財政改革の基本方針2008」に明記された「未利用木質資源を含む国内森林資源の徹底した利用（間伐材チップの利用など）を促進する。」を実践するため、関係者とともに間伐材チップの紙製品への利用促進に向けたあらゆる検討を行っていくものとする。
特に、間伐材及び間伐材チップの安定供給について、各モデル地域における体制整備を促進することが必要である。
- 「木づかい運動」の一環として、林野庁が現在も進めている間伐材を利用した紙製品の使用の促進について、今後も引き続き推進を図る。

グリーン購入法新基本方針に係る間伐材の証明の考え方

1 行動規範の作成

間伐材を供給するにあたって、関連事業者（森林組合、素材生産業者、市場、チップ製造業者等）は、分別管理体制、文書管理体制等についての仕組み、留意事項等を定めた行動規範を作成するとともに、その取組状況等を公表する。

2 間伐材の証明に当たっての留意事項

- (1) 間伐材であることが証明された木材が、これが証明されていないものと混じらないよう分別管理すること。
- (2) 関連事業者は、直近の納付元の関係事業者に対し、その納入する木材が間伐材であることを証明する書類（証明書）を交付することにより、間伐材の証明の連鎖を形成する。

各段階における間伐材の証明書には、対象間伐材の数量等の基礎的な情報を記載するとともに、以下による証明を可能とする。

- (ア) 間伐材の証明は、証明書に必要な事項を記載して行うものとする。ただし、証明に必要な事項を納品書等に記載することで証明書に代えることができる。
 - (イ) 証明書の記載事項の一部と同様の事項が記載されている既存の書類（納品書等）の写しを添付することにより、証明書における同事項の記載を省略することができる。
- (3) 伐採段階においては、間伐材の伐採箇所を記載するとともに、間伐材が間伐を行った結果産出されたものである旨を証明書に記載する必要がある。

なお、間伐については、間伐に関する施業規範等に基づいて行われていなければならない。

3 証明の保管等

事業者は、証明書を5年間保管することとし、その証明の根拠を求められた場合は関係書類等を提示できるようにしておく必要がある。